



環境省報道発表

令和4年5月26日（木）

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）の2次公募について

1. 環境省では、令和3年度補正予算の食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業により、消費者一人ひとりのライフスタイルの転換を加速させる観点から、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し、企業や地域等がポイントを発行する取組を支援します。
2. 環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）について執行団体である一般社団法人地域循環共生社会連携協会から2次公募が開始されましたので、お知らせします。
3. 2次公募期間は、令和4年5月24日（火）～ 同年6月24日（金）です。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省地球環境局地球温暖化対策課
脱炭素ライフスタイル推進室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8341
室 長：岩山 政史（内線 5797）
室長補佐：池本 忠弘（内線 5580）
室長補佐：酒井 良文（内線 5807）
担 当：西尾 優花（内線 5805）

■ 公募実施期間

第1次 令和4年3月31日（木）～ 同年5月18日（水）17時必着

第2次 令和4年5月24日（火）～ 同年6月24日（金）12時必着

※ 予算額に達した場合はそれ以降の公募を実施しないことがあります。

■ 募集方法

以下の執行団体のウェブサイトを御覧ください。

URL : <https://rcespa.jp/>

■ 問合せ先

○ 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 事業部

住所：東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル6階

E-mail : greenlifepoint@glps.jp

電話：03-6361-8163

※ お問合せ先は環境省ではありませんので、御注意ください。

※ 問合せにつきましては、原則、電子メールでお願いいたします。

以 上

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業



【令和3年度補正予算額 10,100百万円】

消費者の環境配慮行動に対し企業等がポイントを発行する取組を一気に拡大し、ライフスタイル変革を実現します。

1. 事業目的

環境配慮製品・サービスの選択等の国民の環境配慮行動に対し企業、地域等がポイントを発行する取組を一気に拡大することにより、2030年温室効果ガス46%削減、食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等のため必要なライフスタイル転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービス等の市場拡大によるコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2030年46%削減、家庭部門66%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等の目標達成が必要。2030年に向け残り9年しかない中、いずれも大幅な削減が求められており、ライフスタイル転換施策の強度を格段に上げる必要がある。そのためにポイントが有効であることがこれまでの環境省事業等で実証されている。

このため、本事業により、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・調整等の費用を補助することにより、環境配慮ポイント発行の取組を一気に拡大する。ポイント発行の効果についてはデジタル技術の活用により見える化・定量化し、頑健な手法により効果を検証するとともに、原則として支援後3年間の環境配慮ポイントの発行継続を求める。本事業により脱炭素・循環型のライフスタイルへの転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービスの市場拡大を通じたコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（全国規模：補助率1/2（上限3億円）、地域規模：補助率2/3（上限1億円））、委託事業（効果検証）
- 補助対象・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ

対象となる“グリーンライフ”のイメージ



- ・地産地消・旬産旬消の食材利用
- ・販売期限間際の食品の購入
- ・食べ残しの持帰り (mottECO) など



- ・高性能省エネ機器への買換え
- ・節電の実施
- ・再エネ電気への切替え など



- ・プラ製使捨てスプーン・ストローの受取辞退
- ・ばら売り、簡易包装商品の選択
- ・リユース品の購入
- ・リペア(修理)の利用 など



- ・ファッションロス削減への貢献
- ・サステナブルファッションの選択
- ・服のサブスクの利用 など



- ・カーシェアの利用
- ・シェアサイクルの利用 など

※具体的にどのような場合にグリーンライフ・ポイントを発行するかは、各企業・自治体等の取組による

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室

電話：0570-028-341